



各 位

平成 24 年 5 月 9 日

会 社 名 東洋ゴム工業株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 中 倉 健 二  
コ ー ド 番 号 5105  
問 合 せ 先 執行役員  
管理本部長 久 世 哲 也  
TEL (06) 6441-8802

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成24年6月28日開催予定の第96回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、海外連結子会社と決算期を統一することによる適時・適切な会社情報の開示を徹底し、かつ当社グループの予算編成や業績管理等、事業運営の効率化を図るため、また、将来適用を検討している国際財務報告基準（IFRS）が規定する連結会社の決算統一の必要性に対応するため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第13条（総会招集の時期）、第14条（定時株主総会の基準日）、第37条（事業年度）、第38条（期末配当及び基準日）、第39条（中間配当及び基準日）に所要の変更を行うものであります。  
また、事業年度の変更に伴い、第96期事業年度は平成24年4月1日から平成24年12月31日までの9ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として、新たに附則を設けるものであります。
- (2) 取締役の員数を実態に合わせた適正な員数とするため、現行定款第19条（取締役の員数）を21名以内から11名以内に変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成24年6月28日（予定）  
定款変更の効力発生日 平成24年6月28日（予定）

以 上

## 定款変更の内容

(変更部分は、下線で示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第 3 章 株主総会</b></p> <p>第 13 条 (総会招集の時期) 当社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>第 14 条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月 31 日とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役及び取締役会</b></p> <p>第 19 条 (取締役の員数) 当社の取締役は、<u>21</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 6 章 計 算</b></p> <p>第 37 条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月 1 日から<u>翌</u>年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>第 38 条 (期末配当及び基準日) 当社は、毎年<u>3</u>月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>第 39 条 (中間配当及び基準日) 当社は、毎年<u>9</u>月 30 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 3 章 株主総会</b></p> <p>第 13 条 (総会招集の時期) 当社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>第 14 条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月 31 日とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役及び取締役会</b></p> <p>第 19 条 (取締役の員数) 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 6 章 計 算</b></p> <p>第 37 条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月 1 日から <u>12</u>月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>第 38 条 (期末配当及び基準日) 当社は、毎年<u>12</u>月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>第 39 条 (中間配当及び基準日) 当社は、毎年<u>6</u>月 30 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 <u>第 37 条の規定にかかわらず、第 96 期事業年度は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までとする。</u></p> <p>第 2 条 <u>第 39 条の規定にかかわらず、第 96 期事業年度の中間配当の基準日は、平成 24 年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>第 3 条 <u>附則は平成 24 年 12 月 31 日まで有効であり、同日の経過をもって無効とし削除するものとする。</u></p>